# 兵庫県公報

令和3年7月30日 金曜日 第2号外

# 発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

۸° –')'

○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則(温暖化対策課) ……

1

#### 公布された法令のあらまし

## ◎環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第38号)

地球の温暖化の防止に資するため、温暖化の原因となる物質の排出の抑制に関する計画の提出義務の対象となる工場等の範囲を拡大するとともに、当該計画等の概要の公表の対象となる事業者の範囲を拡大する等所要の整備を行うこととした。

規

則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第38号

#### 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成8年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。 第45条第2項第1号中「(以下」を「(次号及び第45条の3において」に改め、同号ア中「以下この号」を 「イ及びウ」に改め、同項第2号中「500キロリットル以上」を削り、同条第3項中「この条」を「この項」に 改める。

第45条の3中「第45条第2項第1号又は第3号」を「第45条第2項各号」に改め、「工場等」の右に「(同項第2号に掲げる工場等にあっては、原油換算エネルギー使用量が500キロリットル以上であるものに限る。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(特定物質排出抑制計画の提出期限の特例)

5 令和3年度に新たに第45条第2項各号に掲げる工場等に該当することとなった工場等を設置し、又は管理している者及び同年度に新たに同条第3項に規定する自動車運送事業者に該当することとなった者に対する同条第5項の規定の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第3項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「令和4年7月31日」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。